

丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドライン（骨子案）

1. 目 的

- ・こども・若者の意見を市の施策に適切に反映するため、市としての基本的な考え方を示す。
- ・こどもの権利の保障を図るとともに、施策の実効性の向上につなげる。

2. 位置付け

- ・こども基本法、こども大綱の趣旨を踏まえること。
- ・「丹波市こどもの権利に関する条例」及び「丹波市こども計画」との関係性を踏まえること。
- ・職員が共通認識のもとで意見聴取を行うための指針とすること。

3. 意見聴取の対象となる施策・事業

- ・こどもや若者への影響の程度等を踏まえ、必要性の高い事業を中心に実施する。
- ・対象となる施策・事業は概ね次の3つの区分で整理する。

（1）原則として対象外としてもよい事業

- ・施設の維持管理や内部事務等、こどもや若者への影響が比較的小さい事業については、原則として意見聴取の対象外としてもよいこと。

（例）施設設備の軽微な修繕

一般的な維持補修

庁内システム更新

内部管理事務 など

（2）計画・方針

- ・こどもや若者に関係する計画・方針の策定、改定又は見直しを行う場合は、原則として意見聴取を実施すること。
- ・対象とする計画・方針については、市として必要性の高いものを整理すること。

（例）丹波市こども計画

都市・自然環境を活かした公園整備方針

学校給食運営基本計画

交通安全計画

公共交通計画 など

(3) 主要事業

- ・ こどもや若者の生活環境や日常生活に一定の影響を及ぼす個別事業については、必要に応じて意見聴取を実施すること。
- ・ 実施の必要性については、別に定める「意見聴取対象事業判定チェックシート」により判断すること。

(例) こども計画に位置付けられた事業

こどもが日常的に利用する施設・環境に関する事業

こどもの生活や成長に直接関わる事業

新規に実施する主なこども・子育て支援事業 など

4. 意見聴取の対象者の考え方

- ・ 事業の内容に応じて対象者を設定すること。
- ・ 年齢、生活環境、地域等の多様性に配慮すること。
- ・ 特定の層に偏らないよう配慮すること。
- ・ 必要に応じて保護者や関係者の意見も参考とすること。

5. 意見聴取の方法

- ・ 事業の内容や対象年齢等を踏まえ、次のような方法を活用する。

アンケート（学校等を通じた実施を含む）

ワークショップ・意見交換

ヒアリング

オンラインフォーム等の活用

既存アンケートの活用 など

6. 意見聴取の進め方

- ・ 企画する
- ・ 事前に準備する
- ・ 意見を聴く
- ・ 意見を反映する
- ・ フィードバックする
- ・ 次の取組に活かす

※国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が示す「意見反映のプロセス」を基本とする方向で整理

7. 留意事項

- ・ こどもや若者が安心して意見を表明できる環境作りに配慮すること。
- ・ こどもや若者及び職員双方の負担軽減に配慮すること。
- ・ 庁内での情報共有及び関係部署との連携を図ること。
- ・ 国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考としながら適切に運用すること。
- ・ 社会情勢や運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。

こども・若者の意見聴取対象事業 判定チェックシート（案）

■目 的

このチェックシートは、「丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドライン」に基づき、主要事業について、こどもや若者の意見聴取の必要性を整理・判断するために使用する。

■対 象

このチェックシートは、ガイドラインにおける「主要事業」に該当する事業について使用する。

※「計画・方針」の策定・改定・見直しについては、原則として意見聴取を実施する。

※「原則として対象外としてもよい事業」については、通常は意見聴取の対象外として整理するが、事業内容等を踏まえ、必要に応じて実施することを妨げない。

■チェックの流れ

本チェックシートは、次の順序で確認する。

【1. 該当性のチェック】⇒【2. 除外の確認】⇒【3. 実施判断（点数評価）】

【1. 該当性のチェック】

次のいずれかに該当する場合、本事業は「主要事業」として、意見聴取の検討対象とする。

- ☐ こどもや若者が利用する施設（学校、児童館、公園など）の整備や運営に関する事業
- ☐ 保育、教育、居場所づくり、相談支援など、こどもの生活や成長に関わる事業
- ☐ 新規事業または大きな見直しを行う、こども・子育てに関する事業
- ☐ その他、こどもや若者の生活環境や日常生活に一定の影響を及ぼす事業

⇒いずれかに該当する場合：【2. 除外の確認】へ進む。

⇒いずれにも該当しない場合：原則として意見聴取の対象外とする。ただし、事業内容を踏まえ、必要に応じて意見聴取を実施することを妨げない。

【2. 除外の確認】

次のいずれかに該当する場合は、原則として意見聴取の対象外とする。

- ☐ 法令や国・県の基準等により、市に選択の余地がない事業
- ☐ 災害対応や緊急の安全確保など、即時対応が必要な事業
- ☐ 対象となるこどもや若者が限定的で、個別対応が適当な事業
- ☐ 直近2年以内に同趣旨の調査を実施し、傾向が把握できている事業

⇒いずれかに該当する場合：原則として意見聴取の対象外とする。ただし、事業内容を踏まえ、必要に応じて意見聴取を実施することを妨げない。

⇒いずれにも該当しない場合：【3. 実施判断（点数評価）】へ進む。

【3. 実施判断（点数評価）】

以下の項目について、「はい＝2点」「一部該当＝1点」「いいえ＝0点」で評価する。

①子どもや若者の生活や日常の過ごし方に影響がある事業か？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

②利用者や当事者として、子どもや若者が関わる事業か？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

③子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等）に関わる内容を含む事業か？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

④事業内容や進め方について、子どもや若者の意見を取り入れることで、改善や工夫が可能であるか？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

⑤子どもや若者が、日常の体験や感覚をもとに意見を出しやすい内容か？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

⑥市として、子どもや若者の声を踏まえて進めることが望ましい事業か？

☐ はい（2点） ☐ 一部該当（1点） ☐ いいえ（0点）

<合計点： /12点>

点数の目安 ※点数は実施判断の目安として用いる

- ・ 10～12点：原則として意見聴取を実施する
- ・ 6～9点：事業内容等を踏まえ、実施を検討する
- ・ 0～5点：原則として意見聴取の対象外とする

■記録欄（任意）

事業名：

担当課：

事業実施年度：

判定結果： ☐ 実施する。 ☐ 実施しない。

意見聴取の方法：

備考
